

第29回柏崎市農業委員会総会議事録

期日 令和元年10月31日(木)

場所 市役所 第1会議室

- 議案 議第1号 農地法第3条の許可を要する農地の買受適格証明願について
議第2号 農地法第3条許可申請について
議第3号 農地法第4条許可申請について
議第4号 農地法第4条事業計画変更承認申請について
議第5号 農地法第5条許可申請について
議第6号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 本条地区)
議第7号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 高田中部地区)
議第8号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業の特例事業 県農林公社売渡分 高田南部地区)
議第9号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について
(農地中間管理事業 農地中間管理権の設定分)
議第10号 令和元年度農業者年金加入推進活動について
議第11号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 本条地区の交換分合計画の
同意について
議第12号 令和元年度柏崎市農業委員会の意見書について
報第1号 農用地利用集積計画参考資料(農地中間管理事業分)

その他 11月総会の会議開催予定日時

第30回総会を11月29日(金)午後1時に開催します。

出席及び欠席の委員 別紙のとおり

並びに事務局職員

開会 午後1時30分

霜田局長

ただ今から第 29 回柏崎市農業委員会総会を始めさせていただきます。

この総会は、柏崎市農業委員会会議規則第 2 条第 1 項及び同条第 2 項の規定により、農業委員会会長が招集したものであります。

また、同規則第 4 条により、会長が議長となります。それでは会長、よろしく申し上げます。

黒坂会長

皆さん大変ご苦勞様でございます。今年度産米の収穫を終えて、皆さんホッとしているわけですが、異常気象が続き品質低下が続いています。来年こそはと頑張っていかなければと思っています。

台風や水害で農業施設や収穫に甚大な被害が出ています。政府もできるものは全て援助すると言っていますので、それにより復旧していただきたいと思っています。

10 月 7 日に産業建設常任委員会の皆さんと農業委員会の四役で懇談会を開かせていただきました。少しずつ農業の理解を深めていただき、市政に反映していただければと思っています。

10 年後を見据えた意向調査を 11 月に農家の皆さんにお配りします。問合せがきましたら、対応をお願いします。

国営柏崎周辺農業水利事業の完工式に行ってまいりました。地域の環境を良くするということはこれからも大切だと思います。

議長

それでは、総会を開催するにあたり、事務局から、本日の出席委員数の報告をお願いします。

霜田局長

委員数は 19 人であります。欠席報告 1 人、現在の出席委員数は 18 人で、過半数であることを報告致します。

議長

ただ今、事務局報告のとおり、出席委員数は過半数でありますので、柏崎市農業委員会会議規則第 6 条の規定により、総会が成立していることを宣言します。

これより、第 29 回総会を開催します。

議長

次に、議事録署名委員についてお諮りします。柏崎市農業委員会会議規則第14条第2項の規定により、2人の議事録署名委員を指名します。議長が指名することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

それでは、3番 阿部 隆一委員、18番 新澤 公明委員の2人を議事録署名委員に指名します。

議長

ただ今より、議事に入ります。

「議第1号 農地法第3条の許可を要する農地の買受適格証明願について」の申請番号1の案件が〇番 〇〇 〇委員に関する案件でありますので、〇〇委員の退席を求めます。事務局の説明を求めます。

－ 〇〇委員が退席する －

阿部係長

それでは、議案書1ページをご覧ください。議第1号農地法第3条の許可を要する農地の買受適格証明願についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、願出人、願出理由の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号1 大字南条字小浦〇〇番 外3筆 田 3,163 m²。大字南条〇〇番地〇 〇〇〇。柏崎土地改良区による令和元年11月8日執行の公売に参加するためです。

なおこの案件については、落札となった場合、公売の執行者である柏崎土地改良区の嘱託登記により所有権移転登記されるため、当委員会からの許可書の交付は不要であります。

審査結果の1ページをご覧ください。農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませ

んか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 1 号 申請番号 1 の案件を許可処分と決定いたします。退席を求めました〇〇委員の入室を求めます。

－ 〇〇委員が入室する －

議長

〇〇委員に退席を求めましたが、申請番号 1 の案件は許可処分と決定いたしました。

議長

引き続き申請番号 2 の案件について、事務局の説明を求めます。

阿部係長

申請番号 2 大字南条字天神腰〇〇番〇 外 2 筆 田 4,137 ㎡。大字南条〇〇番地〇〇〇〇 〇〇〇〇。柏崎土地改良区による令和元年 11 月 8 日執行の公売に参加するためです。

なおこの案件についても、落札となった場合、公売の執行者である柏崎土地改良区の嘱託登記により所有権移転登記されるため、当委員会からの許可書の交付は不要であります。

審査結果の 1 ページをご覧ください。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。申請番号 2 の案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

申請番号 2 の案件を許可処分と決定いたします。

議長

議第 1 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 2 号 農地法第 3 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 2 ページをご覧ください。議第 2 号農地法第 3 条許可申請についてご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、契約の種類、申請事由、10 a あたりの価格の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字善根字久木太〇〇〇番〇 外 2 筆 田 612.61 m² 畑 105 m² 計 717.61 m²。大字森近〇〇番地 〇〇 〇〇。大字森近〇〇番地 〇〇 〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円でございます。

申請番号 2 西山町鎌田字無重刈〇〇番 田 980 m²。東京都あきる野市油平〇番地〇〇 〇〇〇 外 3 名。西山町鎌田〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。円でございます。

申請番号 3 西山町鎌田字無重刈〇〇 田 72 m²。西山町鎌田〇〇番地 〇〇 〇〇。西山町鎌田〇〇番地 〇〇 〇〇。自作地の売買。経営規模拡大。 円でございます。

審査結果の 3 ページをご覧ください。案件ごとに地区担当の委員、笹川農地会議代表者、

事務局の山崎局長代理、阿部係長が現地調査を行いました。農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしています。

以上、ご審議のほどよろしく願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 2 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 2 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 3 ページをご覧ください。議第 3 号 農地法第 4 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字藤井字山崎〇〇番〇 田 83 m²。大字藤井〇〇番地〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第 3 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号 2 新田畑字腰前〇番〇 田 89 m²。東京都杉並区桃井〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。賃貸住宅敷地。第 3 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求め

るものです。

申請番号 3 西山町尾野内字前田〇〇番〇 畑 16 m²。大字古町〇〇番地〇 〇〇 〇〇。
住宅敷地の拡張。第 2 種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の 5 ページのとおり、特に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明を踏まえて質疑に入ります。ご意見ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 3 号の申請案件を許可処分と決定することにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 3 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 4 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 4 ページをご覧ください。議第 4 号 農地法第 4 条事業計画変更承認申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、申請者、転用目的、申請理由及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字藤井字山崎〇〇番〇 田 120 m²。大字藤井〇〇番地〇 〇〇 〇〇。
一般個人住宅。第 3 種でございます。当初貸倉庫を建設する予定でしたが、これを取りやめ、申請者の住宅を建設するものです。第 3 種でございます。

なお、審査結果につきましては、事業計画変更承認申請書類審査結果一覧表の 6 ページ上段のとおり、特に問題はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 4 号の申請案件を承認処分と決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 4 号の申請案件を承認処分と決定いたします。

議長

次に「議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について」事務局の説明を求めます。

阿部係長

それでは、議案書 5 ページをご覧ください。議第 5 号 農地法第 5 条許可申請について、ご説明いたします。土地の所在地、地目、面積、譲渡人、譲受人、転用目的及び農地区分の順に読み上げ、説明といたします。

申請番号 1 大字下田尻字無浄土〇〇番〇 田 368 m²。大字下田尻〇〇番地 〇〇 〇〇〇 外 1 名。神奈川県相模原市南区当麻〇〇番地 〇〇〇〇 〇〇〇〇。貸駐車場。第 2 種でございます。

申請番号 2 松美〇丁目字松美〇〇番〇 畑 138 m²。東京都杉並区桃井〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。松美〇丁目〇番〇号 〇〇 〇〇。賃貸住宅。第 3 種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号3 松美〇丁目字松美〇番〇 畑 148 m²。東京都杉並区桃井〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇。三島郡出雲崎町大字川西〇〇番地〇 〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇〇。
賃貸住宅。第3種でございます。申請地は、すでに転用目的である宅地として利用されて
おり、今回、従前の違反転用状態に係る始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号4 松美〇丁目字松美〇番〇 畑 165 m²。東京都杉並区桃井〇丁目〇番〇号
〇〇 〇〇〇。松美〇丁目〇番〇号 〇〇 〇。賃貸住宅。第3種でございます。申請地
は、すでに転用目的である宅地として利用されており、今回、従前の違反転用状態に係る
始末書提出のうえで追認許可を求めるものです。

申請番号5 春日〇丁目〇番〇 外1筆 田 268 m² 畑 187 m² 計 455 m²。春日〇
丁目〇番〇号 〇〇 〇〇〇。松波〇丁目〇番〇-〇〇号 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇 外1
名。一般個人住宅。第2種でございます。

申請番号6 大字平井字地原田〇番〇 畑 23 m²。大字平井〇番地〇 〇〇 〇〇。
大字両田尻〇番地〇 〇〇〇〇〇 〇〇 〇〇。一般個人住宅。第2種でございます。

なお、審査結果につきましては、許可申請書類審査結果一覧表の7ページのとおり、特
に問題となる案件はございませんでした。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございま
せんか。

－「議長」との声あり－

No.5 植木 稔委員

申請番号3の譲受人、〇〇 〇〇〇さんは〇〇〇〇に入居していますが、自宅に戻られ
るのですか。

阿部係長

〇〇さんのご家族が松美にお住まいです。賃貸住宅の契約の相手方として、〇〇〇さん
の名前が出ています。

議長

他にご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 5 号の申請案件を許可処分と決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 5 号の申請案件を許可処分と決定いたします。

議長

次に「議第 6 号から第 9 号 農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」を一括上程いたします。事務局の説明を求めます。

濁川職員

議第 6 号から第 9 号一括上程させていただきます。議案書 6 ページをご覧ください。議第 6 号「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）
（県営経営体育成基盤整備事業 本条地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積でございますが、田 202 筆 76,358.12 m² 畑 13 筆 1,093 m²
その他 8 筆 492 m²
- 9 関係人の数でございますが、受人 4 人 渡人 1 人（新潟県農林公社）
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年 11 月 18 日を予定

しております。

明細は7ページのとおりです。

続きまして、議案書8ページをご覧ください。議第7号「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）
（県営経営体育成基盤整備事業 高田中部地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積でございますが、 田 41筆 30,175㎡
- 9 関係人の数でございますが、受人1人 渡人1人（新潟県農林公社）
- 10 実施地区 柏崎市
- 11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年11月18日を予定しております。

明細は9ページのとおりです。

続きまして、議案書10ページをご覧ください。議第8号「農業経営基盤強化促進事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

農業経営基盤強化促進事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業の特例事業（新潟県農林公社 売渡分）
（県営経営体育成基盤整備事業 高田南部地区 関連）
- 2 権利の種類 所有権移転
- 3 当事者間の法律関係 売買
- 4 所有権移転の時期 公告日
- 5 引渡の時期 所有権移転登記完了日
- 6 対価の支払時期 農林公社発行の納入通知書の期日
- 7 対価の支払方法 農林公社の指定金融機関に納入する
- 8 対象農用地の面積でございますが、 田 10筆 4,451㎡ 畑 3筆 325㎡
- 9 関係人の数でございますが、受人1人 渡人1人（新潟県農林公社）
- 10 実施地区 柏崎市

11 公告年月日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019)年 11 月 18 日を予定しております。

明細は 11 ページのとおりです。

続きまして、議案書 12 ページをご覧ください。議第 9 号「農地中間管理事業に基づく農用地利用集積計画の決定について」ご説明いたします。

農地中間管理事業に基づく、農用地利用集積計画を下記のとおり定める。

- 1 事業の区分 農地中間管理事業
- 2 利用権の種類 農地中間管理権（賃借権）の設定
- 3 権利の開始日 令和元（2019）年 12 月 28 日
- 4 権利の設定期間 10 年
- 5 対象農地の面積 田 155 筆 102, 773. 44 m²
- 6 関係人の数 受人 1 人（新潟県農林公社） 渡人 29 人
- 7 実施地区 柏崎市
- 8 公告予定日につきましては、ご了解いただければ、令和元(2019) 年 10 月 31 日を予定しております。

明細は 13 ページから 18 ページのとおりです。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 6 号から議第 9 号について事務局の提案通りとすることにご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 6 号から議 9 号について事務局の提案通りと決定いたします。

議長

次に「議第 10 号 令和元年度農業者年金加入推進活動について」事務局の説明を求めます。

濁川職員

議案書 19 ページをご覧ください。令和元年度農業者年金加入推進活動についてご説明いたします。

1 加入目標数

今年度の新規加入目標数は 1 名。(20～39 歳)若い農業者。これは県農業会議から依頼されている人数です。

2 加入推進対象者

今年度の推進対象者は、お手元に配布しました名簿のとおりであります。今年度加入資格がある中から、本人又は経営者が認定農業者であることや、過去の推進活動履歴、また、地元を熟知しておられる委員さんからの情報をいただき、抽出したものです。名簿の取扱いには十分注意してください。

3 推進活動班の編成

加入対象者の住所をもとに、班編成をさせていただきました。

4 推進活動の方法

まず、戸別訪問を実施していただきます。電話などで訪問の都合を伺った時点で固辞された場合は、あらかじめ用意した資料(パンフレット)だけでもお届けしていただきます。戸別訪問により加入希望や加入意志のある方がいた場合は、事務局に連絡をいただき、必要に応じ追加資料を準備し、事務局担当者が同行するなどして再度訪問し、加入推進のフォローアップや加入手続きなどの説明を行います。加入推進部長とも連携をとりながら、活動を実施します。本日、農地利用最適化推進委員は欠席ですが、来月の総会には周知しますので、積極的に推進委員を活用してください。

5 加入推進対象者への配布資料

透明ファイルの中に農業者年金携帯パンフ及び農家のための農業者年金のカラー刷り 2 種類を用意しました。外に A3 パンフレット農業者年金に加入しませんか及び農業者年金に関する重要事項の案内を参考にしてください。

6 加入推進活動後の報告

推進活動を行った委員は、「農業者年金加入推進記録簿」を随時事務局へ報告していただきます。記録簿は対象者一人につき 1 枚ですので、3 人、4 人と活動していただいた委員の方は記録簿用紙の追加を事務局までお申し出ください。

7 その他

加入推進対象者以外にも加入をお勧めできそうな方がいた場合は、事務局へ連絡してください。

では、今後の日程についてお知らせいたします。

今後の日程

- ・ 11月から加入推進活動開始です。11月から2月が加入推進強化月間です。
- ・ 11月中旬農業者年金加入推進対策会議
- ・ 2月（または3月）今年度の活動報告
- ・ 最後に農業者ならだれでも入れる「終身年金」です。一定の要件を満たす方には、月額最大1万円の保険料補助。加入で大きな節税効果、保険料は全額社会保険料控除の対象。を合言葉に推進をお願いします。

以上が具体的な内容でございます。ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－「なし」との声あり－

議長

なければ質疑を終了いたします。議第10号について事務局の提案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第10号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に「議第11号 団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 本条地区の交換分合計画の同意について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

議第 11 号「団体営非補助換地処分併せ交換分合事業 本条地区の交換分合計画の同意について（案）」をご説明申し上げます。議案書 23 ページをご覧ください。議案書本文を読み上げます。

令和元年10月4日付け柏土改第359号で、柏崎土地改良区から土地改良法に基づく標記交換分合計画を実施するにあたり、土地改良法第99条第3項の規定に基づく同意を求められたので別紙のとおり承認と決定するものとする。

現在、本条地区において、土地改良事業が進められております。本件の交換分合計画は、ほ場整備事業地区内外の所有農地の入れ替えを行い、ほ場整備事業の円滑な実施と換地による農地の利用集積を図るために実施するもので、実施に当たり、この度、柏崎市土地改良区理事長から、当農業委員会長に対し、土地改良法第 99 条第 3 項の規定に基づく同意の依頼がありました。

同意書案は 24 ページのとおり、交換分合に係る土地の位置及び土地の明細については、25 ページから 27 ページのとおりとなります。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 11 号について事務局の提案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 11 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に「議第 12 号 令和元年度柏崎市農業委員会の意見書について」事務局の説明を求めます。

山崎局長代理

議第 12 号「令和元年度柏崎市農業委員会の意見書について」ご説明申し上げます。

柏崎市農業施策等に関する意見書（案）につきましては、10月18日に原案とそれに対するご意見及び修正点の報告を依頼する文書を送付させていただいたところです。報告期日までに、寄せられました意見等を踏まえて修正を施した、「柏崎市農業施策等に関する意見書（案）」を、本日お手元に配付いたしました。

以下、朗読いたします。

柏崎市農業施策等に関する意見書（案）

貴職におかれましては、本市の農業・農村振興に鋭意取り組まれますとともに、農業委員会活動に対し御理解を賜り厚く御礼を申し上げます。

さて、御承知のとおり農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化と後継者・担い手不足、耕作放棄地の増大や外国産農産物の輸入拡大など、極めて厳しく、また、課題が山積しております。

このような情勢の中においては、農業経営の安定化を図り、意欲ある先進的な担い手を育成し、地域農業の持続的な進展を促す施策によって、食糧、農業及び集落に関する諸課題を解決することが求められます。

つきましては、下記のとおり意見書を提出しますので、積極的な取組をお願い申し上げます。

1 農地の基盤整備の促進について

担い手への農地集積・集約を進め、農作業の効率化及び生産コストの低減により、所得の向上を図る必要があります。

改正土地改良法の趣旨を十分に活かし、農地の大区画化・汎用化等の基盤整備の促進と既存施設の更新整備を引き続き実施するとともに、事業主体である新潟県及び土地改良区との連携をより強化した事業の推進をお願いします。

また、中山間地域においては、地形の特徴から農作業の効率化を求めにくいものの、農地の持つ水源かん養、洪水の防止、土壌の浸食・崩壊の防止などの多面的機能を発揮し、下流域の暮らしを守るという役割を果たしていることから、これを維持するための一層の支援を期待するところです。

さらに、地域の実情に応じた畦畔の除去や暗渠排水の整備など、耕作条件の改善につながる関係予算の十分な確保をお願いします。

2 新規就農の定着に向けて

農業従事者の高齢化と後継者不足が課題の中、当市では関係機関の取組により新規就農

者や認定農業者等の、いわゆる「担い手」と呼ばれる若い農業者の育成に努めております。

次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成・支援のため、引き続き一層の経済的支援や他産業との連携等を強化して、持続可能な高収益産業へ向けての施策の展開を望みます。

反面、農業への取組や責任を若い世代に頼り、また、特定の人物に集中させる、任せるだけでは彼らの大きな負担となります。そこで、市全体で後押しするためにもリーダーである地域の熟練農業者が、組織立って新規就農者を支援する仕組の構築を求めるものです。

今後、一層農業従事者が減少し農産物の生産量もそれに比例して減少していくことは、食糧自給を図るうえでの大きなリスクとなっています。熟練農業者が新規就農者を支援していくことは、将来にわたって、市民に安心・安全に地産農産物を持続的に提供していくことに貢献するものと考えます。

さらに、非農家出身の就農希望者のように、農業には関心があるものの、これまで農業に縁のなかった方の参入促進につなげるため、これまでの支援体制に加え、例えば、当市における稲作経営の基礎データ等を蓄積して、希望者にそれを公開する手法の設計も、将来的に御一考願うものです。

3 有害鳥獣対策の強化について

有害鳥獣、特にイノシシやシカに関しては、次第に生息域を拡大させながら、それに伴い被害地域も広範囲となり、山際はもちろんのこと、平地の田畑まで被害に遭っております。そして、鳥獣被害は農家の営農意欲を減退させることとなり、その結果、耕作放棄地の増大につながるほか、数字には表れにくい損害も多く発生します。

農作物への有害鳥獣の被害防止対策につきましては、毎年、補助事業等の活用により電気柵の設置等に御尽力いただいているところですが、抜本的な駆除につながっておりません。このことから、個体数減少に向けた捕獲体制の更なる強化をお願いするものです。有害鳥獣対策に関連して付言すれば、イノシシやシカの肉である「ジビエ」は、地域資源の有効活用と中山間地域の活性化につながるものと考えます。当市内での捕獲～搬送～処理加工～販売ができるような仕組作りは、費用対効果の面から、現状では難しいものと考えますが、他自治体や民間との連携で少しでも前進するよう御研究ください。

4 自然災害等への備えについて

年々、気象の変動が極端になってきております。今年は真夏日が26日間連続となり、全く雨が降らなかったかと思えば、お盆過ぎからは雨模様で、大雨警報が出される日も多くありました。さらには、東日本においても台風被害が大きくなっていることは記憶に新しいところです。このような、酷暑、集中豪雨、大型台風及び地震などの予期せぬ災害に備え、農地を始めとし、ため池、ダム、堤防等、農業関連施設の耐久性調査や強靱化対策の構築をお願いします。

5 農業委員会の予算について

農業委員会の最も重要な任務は「農地等の最適化の推進」です。その任務を果たすためには、まず、農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域において農地の集積・集約化をリードするための資質の向上等を図ることが求められるとともに、推進の裏付けとして、農地の利用状況や所有者の意向を調査することが必要です。そこで、このための財源を確保するとともに、農業委員会活動への適切な予算措置をお願いします。

以上となります。

また、寄せられたご意見を踏まえ、修正した箇所は次の4点です。

一つ目は、2 新規就農の定着に向けて の項目で、2 ページ目の中頃にあります、「今後、一層農業従事者が減少し農産物の生産量もそれに比例して減少していくことは、食糧自給を図るうえでの大きなリスクとなっています。熟練農業者が新規就農者を支援していくことは、将来にわたって、市民に安心・安全に地産農産物を持続的に提供していくことに貢献するものと考えます。」との箇所です。今後、一層農業従事者が減少し農産物の生産量もそれに比例して減少していくことで、食糧自給を図るうえでの大きなリスクとなっていることから、将来にわたって、市民に安心・安全に地産農産物を持続的に提供していくことが重要であるというご意見がありました。

二つ目は、3 有害鳥獣対策の強化について の項目で、補助事業等の活用によって電気柵の設置をしてはいるものの、抜本的な駆除につながっていないことから、個体数減少に向けた捕獲体制の更なる強化をお願いしてもらいたいとするご意見。

三つ目は、同じ項目の「ジビエ」についてです。先日の原案では、当市内での捕獲～搬送～処理加工～販売ができるような仕組作りを求めておりましたが、このことは市議会の一般質問でも取り上げられており、その中で、市当局から、当市内での捕獲～搬送～処理加工～販売ができるような仕組作りは、費用対効果の面から現状では難しいものの、今後、他自治体や民間と連携していきたいとする趣旨の答弁があったことから、その表現を踏襲いたしました。

最後は、5 農業委員会の予算 の項目です。農業委員及び農地利用最適化推進委員が、地域における農地の集積・集約化等の取りまとめ役となるためには資質の向上を図る必要があることから、そのための予算の確保を明記しました。

説明は以上となります。ご審議のほどよろしくご意見申し上げます。

議長

ただ今の事務局からの提案説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

なければ質疑を終了いたします。議第 12 号について事務局の提案のとおり決定することについてご異議ございませんか。

－ 異議なしの声あり －

議長

議第 12 号について事務局の提案のとおり決定いたします。

議長

次に「報第 1 号 農用地利用集積計画参考資料（農地中間管理事業分）について」事務局の報告説明を求めます。

濁川職員

報第 1 号 農用地利用集積計画参考資料（農地中間管理事業分）について、ご説明いたします。議案書 28 ページから 34 ページをご覧ください。

議第 9 号でご説明いたしました、市による農地中間管理機構への農地中間管理権設定の公告を本日 10 月 31 日にした後、県による 2 回の公告を経て令和元年 12 月 28 日に利用権が設定される受け手の一覧となります。以上でございます。

議長

ただ今の事務局からの説明をふまえて質疑に入ります。ご意見、ご質問はございませんか。

－ 「なし」との声あり －

議長

報第 1 号の報告を終了します。

議長

その他の事項で、委員のみなさんから発言はございませんでしょうか。
ないようでしたら事務局からその他事項をお願いします。

霜田事務局長

お手元の「第 29 回農業委員会総会 (R1. 10. 31) 事務局事務連絡」をご覧ください。

1 北信越ブロック「女性の農業委員研修会」に参加して

10 月 17 (木) から 18 日 (金) 石川県志賀町「志賀の郷温泉」

水野委員をお願いします。

水野委員

農地最適化推進委員と女性委員の役割、農業者年金加入推進についてのお話がありました。農業者年金の制度が良いということと、旧制度との違いがよくわかりました。いい制度なので、60 歳までの支払い加入ではなく、もう少し年齢が行くまでの支払いであれば加入推進がしやすいという意見もありました。

女性の会の集まりでは、いつもワークショップがあります。地域に帰って話し合いをうまく調整するための力を付けるための大切な活動ということで、約 1 時間、3 つの項目からグループで話し合いのテーマを決め、ポストイット形式で行います。発表の時間も 1 グループ 2 分と決められています。会をスムーズに運び、意見を引出し、まとめて全体に伝えるという勉強をさせて頂きました。とても有意義でした。

新潟県の女性の会の会長さんと女性委員の活動にあたっての問題点や難しいところをお話させて頂きました。女性委員を雇用促進したいと色々の所から出ていますが、女性委員も男性委員もやる仕事は同じにもかかわらず、女性が会議や夜の会合などに出るには家族の協力が無いと出来ないということで、女性の委員さんたちも悩みながら活動しているということでした。他の地域では 30 代の若い世代の女性委員さんが結構いらっしやいまして、年を重ねるよりも若いうちが、素直に参加し勉強して活動していけるのではないかと話をされていました。

霜田事務局長

2 「営農意向調査」の実施について (お願い) 山崎局長代理をお願いします。

山崎局長代理

「営農意向調査の実施について」ご説明申し上げます。

会長の冒頭の挨拶の中でもお話がありましたように、この度「営農意向調査」を実施

いたします。最近では農業会議からの調査において、農地の利用等に関する意向調査の実施の有無やその内容についての設問が設けられていることから、この度実施する意義もあるものと考えます。

それでは、本日配付いたしました委員の皆様宛てました「営農意向調査の実施について（お願い）」の文書をご覧ください。

農地所有者の現状と将来の意向を調査することにより、抱える課題を把握した上で、担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消及び新規参入の促進という「農地等の利用の最適化」に向けた取組を推進するため、下記のとおり「営農意向調査」を実施いたします。

調査票の配付につきましては、J A 柏崎から農家組合長宛てに、11月上旬に配付され、対象者である農地所有者からは、11月15日（金）を締切りに、農家組合長へ提出される予定です。

そこで、委員各位からは、「担当地区分担表」（別紙3）にありますように、各委員の該当担当地区の農家組合長宅へ、11月16日（土）以降、調査票の回収をお願いいたします。該当地区の農家組合長名簿（別紙4）も用意いたしましたので利用してください。

また、回収後における集計作業を各委員の皆様からお願いします。集計方法につきましては、11月の農業委員会総会で御案内いたしますので、回収されました調査票はそのままお持ちください。

下記以降を申し上げます。

- 1 調査の名称 「営農意向調査」
- 2 調査対象者 農地所有者約 3,400 人（営農計画書の変更調査対象者）
- 3 回収期間 令和元年11月16日（土）から30日（土）まで
- 4 回収先 各農家組合長
- 5 農家組合長への依頼文書等（J A 柏崎を通じて依頼済み）
 - (1) 農家組合長への依頼文（別紙1）
 - (2) 営農意向調査票（別紙2）
 - (3) 農業委員及び農地利用最適化推進委員担当地区分担表（別紙3）
- 6 農家組合長名簿（該当地区分：別紙4）

なお、当名簿は調査票の回収後、御返却ください。

説明は以上となります。御多用のことと存じますが、よろしくお願い申し上げます。

No.5 植木 稔委員

調査票の配付や回収をするのに、調査対象者の名簿は必要ないか。

霜田事務局長

J Aにご協力をお願いし、再生協議会から農家組合長を通じて配付される営農計画書と一緒に、変更調査対象者の農家へ配付、回収してもらうこととしている。

No.6 安野 検一委員

調査対象者の範囲を広げるべきではないか。耕作者の意向も把握に努めるべきではないか。

議長

運営会議で本調査票について検討した際にも、課題となったところである。今回は、この調査で実施させてもらいたい。

霜田事務局長

3 今後の予定です。

経営発展研修会（別紙案内） 11月14日（木）13時30分から 雇用している、雇用を考えている農業者、農業法人へ案内。公演のほか取り組み事例紹介。申し込みは個人でお願いします。

働く女性のための異業種交流会 女性委員 11月18日（月）14時から 講演「女性活躍の本当の意味とは」 パネルディスカッション「先進女性グループの取組事例」 井戸端会議（意見交換会）など

農業委員会だより第40号編集会議 編集委員 11月21日（木）10時から、11月29日（金）14時30分から

市長意見書提出 四役 11月21日（木） 市長応接室（4階小会議室12時50分集合）

第22回運営会議 四役 11月21日（木） 市長意見書提出後引き続き 「賃借料情報」及び「認定農業者との意見交換会」について

農業経営相談所・経営改善相談会の開催（別紙案内） 新潟会場 11月21日（木） 長岡会場 12月12日（木） 上越会場 1月16日（木） 農業者の課題の解決に向けた経営改善相談会を実施。別紙申込書にて。

県農業会議主催 後期巡回業務推進検討会 四役 11月29日（金）未定（総会前に開催）

4 農業委員等の綱紀粛正について（別紙）

(1) 奈良県安堵町

(2) 大分県別府市

5 第 30 回農業委員会総会 農業委員・推進委員 忘年会（別紙案内） 11 月 29 日（金）15 時 30 分から 市役所第 1 会議室 総会終了後忘年会（10 月 31 日付案内、11 月 18 日報告締切）

議長

質問はありませんか。なければ質疑を終了します。

議長

以上で本日の日程は終了しました。お疲れ様でした。閉会の挨拶を佐藤会長職務代理からお願いします。

佐藤会長職務代理

10 月 10 日締め切りの利用権更新等配布回収はお疲れ様でした。また水野委員には、石川県での女性農業委員研修会へ参加され、有意義な研修だったとの事、大変お疲れ様でした。視察先のおどろの木は私も伺ったことがあります。素晴らしい所で視察にも観光にもおすすめです。

会長の挨拶にもありましたが、3 年連続の不作となり私の周りでも次年度以降に不安をもち、離農を検討している人や作付けに悩んでいる人もおります。JA や県地域振興局との話題も高温対策となっています。

今年度から収入保険制度に切り替えた方と従来からのナラシ対策に継続加入の方がおりますが、いずれにしても 3 年連続の不作のため、制度の仕組み上十分な機能を発揮できるかまだ不透明であり、ますます農業経営が難しくなっている状況です。このような厳しい状況の中でも農地を守ることが地域を維持し、特に防災面でも水害対策には、大きな貢献をしていることも 21 日の市長への意見書提出では伝えて来たいと思います。

閉会 午後 3 時 25 分

柏崎市農業委員会会議規則第 14 条第 2 項の規定により議長及び署名委員は、署名押印する。

柏崎市農業委員会

議 長

署名委員

署名委員
